

第 3 章 第 3 次長野県林業公社経営改革プラン

～徹底した経営改革と主伐の試行～

1 新たな経営改革プランの趣旨

第2次経営改革プランの成果と課題を踏まえ、新たな経営改革プランを策定します。

新たな経営改革プランでは、林業公社が果たしてきた役割等（第1章 P2～3 参照）に加え、徹底した経営改革や主伐の取組による「将来の県民負担の軽減」を前提に、適切な森林づくりによる県民生活の安全・安心の向上や、木材・J-クレジットの販売拡大による地域経済や脱炭素社会づくりを通じた「県民への寄与」をさらに高めていきます。

また、10年後から本格的な契約満期を迎える分収林を、県民の安全・安心を守るなど多面的機能を有する森林として土地所有者に引き継げるよう、適切な伐採方法を選択し、環境が整った団地から主伐に着手します。

林業公社が果たしてきた役割 「森林資源の充実と山村振興への寄与」



昭和 55 年 山ノ内町白沢団地 植栽作業



平成 12 年 木島平村庚3団地 植栽作業



平成 7 年 木曽町（旧三岳村）沢戸 2 団地 全景と下刈作業

2 第3次経営改革プランと林業公社の将来の姿

第1次経営改革プラン（H26～R2） 組織の改革・事業の改革（身を削る改革）

第2次経営改革プラン（R3～7） 経営改革の推進と実行体制の強化

第3次 経営改革プラン

林業公社の将来の姿に向けた5年間の実行計画
～徹底した経営改革と主伐の試行～

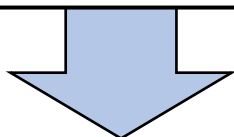
【第3次経営改革プランの期間】 令和8年度から令和12年度までの5年間

I 徹底した経営改革

経営状況の改善に向けた3つの改革「収益事業の改革」「公社造林事業の改革」「実行体制の改革」により、収入の確保、林業事業体等との連携、及び分収林契約の見直しや職員の技術力向上等に取り組みます。

II 主伐の試行

契約満期が近い森林から主伐を試行し、県民の安全・安心などに寄与する多面的機能を有する森林として土地所有者への引継に着手します。



長野県林業公社の将来の姿

○ 県への返済残高が減少し、県民負担が軽減されていること

- ・ R8.3 の借入金残高は 351 億円
- ・ 本プランの長期収支予測試算では R58 県の借入金残高 106 億円

○ 契約が終了した分収林が、多面的機能を有する森林として土地所有者に引き継がれ、引き続き県民の安全・安心などが確保されていること

- ・ 県民が恩恵を享受できる森林≪水源涵養・保健休養等≫
 - ・ 持続的な木材供給が可能な森林≪林業経営≫
 - ・ 県民の暮らしを守る森林≪安心・安全≫
- 多面的機能を有する森林
(長野県森林づくり指針基本方針)

3 第3次経営改革プランで取り組む「徹底した経営改革」と「主伐の試行」

I 経営状況の改善に向けた「徹底した経営改革」とその評価指標（KPI）

A 収益事業の改革

① 木材販売の強化

KPI = 5年間で3万6千m³の木材販売 3.1億円の販売収入

② J-クレジットの創出・販売の拡大

KPI = R12までにR4からの総計9.7万t-CO₂のクレジット創出

5年間で4.8億円の販売収入

③ 市町村等からの受託事業の継続

KPI = 5年間で市町村などから7.5千万円の事業を受託

B 公社造林事業の改革

① 搬出間伐への徹底した転換

KPI = R12までに保育間伐を終了

木材販売等の自主財源を確保し、R12までに新たな有利子借入金を0へ

KPI = R12までに企画提案型搬出間伐等促進事業による搬出間伐契約件数の率100%

② 森林組合・林業事業体との協業・協力体制の構築

KPI = 5年間で主伐と主伐後の再造林に向けた公社パートナー協定（仮）の締結

5団地以上

C 実行体制の改革

① 分収林契約の見直し

KPI = 5年間で経営不適13団地を精査、償還資金確保等の条件が整った段階で契約解除

② 職員の更なるスキルアップ

KPI = 5年間で木材市場などへの職員の中長期派遣研修を実施、全職員1資格を取得

③ スマート林業等デジタル技術の活用による効率的な森林調査

KPI = 5年間でスマート林業技術を活用した施業地カルテ補完調査団地 250団地以上

④ 事務経費の削減

KPI = 毎年度の事務経費を第2次経営改革プラン期間の平均額以下に抑制

II 契約満期が近い団地での「主伐の試行」と評価指標（KPI）

契約満期が近い団地における土地所有者の主伐意向把握、主伐（皆伐・更新伐）の試行

KPI = 5年間で主伐に向けた土地所有者の意向把握団地数 12団地

KPI = 5年間で主伐の試行（皆伐・択伐（更新伐））団地数 5団地

5千m³の木材販売 0.5億円の販売収入（I-A-①の内数）

4 組織体制

第1次・第2次経営改革プランで目標とした組織体制を維持します。

第3次経営改革プランでの組織体制

種 別	プロパー職員	うち新規採用	県派遣職員	合 計
人 数	7	0	2	9

また、引き続き嘱託職員4名と業務主任の雇用を確保し、森林整備業務、受託業務の支援と本所機能の補完を図ります。

5 第3次経営改革プランの内容

I 経営状況の改善に向けた「徹底した経営改革」

I-A 収益事業の改革

林業公社の主たる収入は「木材の販売」「J-クレジットの販売」「林業技術の提供による受託事業収入」です。これらの収入確保に向けて、第2次経営改革プランまでの課題を踏まえ、経営改善に必要な収入確保に積極的に取り組むとともに、木材などの販売増加を通じて地域経済などへの寄与を高めていきます。

I-A-① 木材販売の強化

第2次経営改革プランでは「搬出間伐」「作業道の開設」実績が目標を大幅に下回るとともに、契約満期を迎えた契約地も、立木評価が赤字であったため主伐に至らず契約解除を行いました。

第3次経営改革プランでは、前プランの課題である入札不調等への対応と木材販売の強化に向け、公社と事業者（森林組合・林業事業体）ともに精力的に搬出間伐等に取り組めるよう、企画提案型搬出間伐等促進事業の拡大による事業発注方法などの改革により、木材販売の強化を進めます。

また、令和18年度から本格的な契約満期を迎えるにあたり、契約満期が近い団地から施業地カルテ補完調査による契約地の現状把握（I-C-③）を進め、土地所有者との調整が整った団地において主伐（皆伐・更新伐）に着手（II）します。

- ・ 搬出間伐（作業道開設含む）の発注は原則「企画提案型搬出間伐等促進事業」とします。また、当制度を公社・事業者ともにメリットがあり、より計画的な搬出間伐等が可能となる制度に改正します。（表1）
- ・ 「企画提案型搬出間伐等促進事業」を通じ、公社事業に積極的に取り組んでいただける事業者との連携・協働による木材生産・販売量の増加と、地域経済への寄与を高めます。
- ・ SGEC 認証への参画や製材・加工事業者等への直送など、木材をより高額で販売できる方法を検討し、公社の収益増加とともに地域林業・木材産業の活性化に寄与します。
- ・ 契約満期が近く、現状の把握と土地所有者の主伐に対する意向確認ができた団地において主伐（皆伐・更新伐）を試行し、本格的な主伐期に向けた準備を加速します。

木材販売の強化に関する評価指標

項目	R8～12 合計
木材販売量	3万6千m ³
木材販売収入	3億1千万円

木材販売の強化に関する評価指標 内訳

区 分	R8 (2026年)	R9 (2027年)	R10 (2028年)	R11 (2029年)	R12 (2030年)	第3次プラン計
間伐材販売量 (m)	3,500	4,900	7,000	7,700	8,400	31,500
間伐材販売収入 (千円)	28,700	40,180	57,400	63,140	68,880	258,300
主伐材販売量 (m)	0	450	990	1,950	2,010	5,400
主伐材販売収入 (千円)	0	4,320	9,504	18,720	19,296	51,840
木材販売量 合計 (m)	3,500	5,350	7,990	9,650	10,410	36,900
木材販売収入 合計 (千円)	28,700	44,500	66,904	81,860	88,176	310,140

【企画提案型搬出間伐等促進事業の現状と改正点】

(表 1)

項 目	現 状	次期プランにおける改正点
企画提案募集团地 参加申し込み	対象団地を公告（公社 HP 等）「事業者の要請により追加・変更可」 複数団地、3 年間の事業予定を記して参加申し込み	
企画提案書の提出 （事業者）	団地ごとに最長 3 年間の事業計画のうち、単年毎の搬出間伐・作業道開設を企画（積算）し、提案書を提出	複数団地、最長 5 年間の搬出間伐・更新伐、作業道開設と付随する保育事業を一括して企画（施業範囲、概算収支、施工方法等）し、提案書を提出
事業者の決定	公社内の評価審査会により、評価点数の高い者（1 者の場合は基準点を上回る者）を請負者として決定	
契約・工期の設定	団地ごとに単年度事業（工期は 12 月まで）として契約・事業実施	事業者が実施年度を選択できるフレックス制 団地ごとに単年度事業として見積・契約、工期は繰り越しを含め柔軟に設定
竣工検査・支払い	契約ごと、事業完了後に竣工検査を実施し、事業費支払い 木材売り払い代金は契約ごとに公社に納入	契約ごと・事業完了後又は出来高に応じて引取検査、事業費支払い 木材売り払い代金は契約ごとに公社に納入
「公社のメリット」 複数年にわたる提案により、事業体の毎年の事業計画に組み込んでもらうことで、不調・不落の抑制に繋がります。また、搬出間伐や木材売上の見込みが立ちやすくなり、公社職員の事業地確保・現地調査・発注事務等の業務負担の軽減も見込まれます。 事業の進捗・出来高管理など事業体との綿密な連絡調整が必要となりますが、将来の主伐期も見据えた林業公社と事業者の連携・協働の機会が創出されます。 「事業者のメリット」 複数年にわたり確実な事業が確保できるため、経営や雇用の安定に繋がります。 また、繰越を含む柔軟な工期設定により、冬から春先など自治体の事業発注量が少ない期間の事業確保が可能となります。さらに、事業者が自ら策定する森林経営計画団地との連携が容易となるため、施業規模の大型化に伴う効率的な木材搬出・運材体制が構築され、A 材～D 材までを有効に搬出利用できる体制が整います。		

I-A-② J-クレジットの創出・販売の拡大

第2次経営改革プランで着手したJ-クレジットの民間企業との共同創出を継続し、J-クレジット販売による更なる収益の確保と、J-クレジットを活用した脱炭素社会づくりに寄与します。

- ・ 民間企業との共同により、J-クレジットプロジェクト計画期間中（R3（2021）年度～R13（2031）年度の11年間）の創出を継続し、より多くのクレジットを創出します。
- ・ クレジット販売は、地元金融機関との連携による県内企業への営業・販売を中心に、大手企業の販売プラットフォームを活用した全国展開、地元グループと連携した個人向け販売にも取り組みます。
- ・ 森林由来クレジットの付加価値を生かすため、他県クレジット価格の動向や東京証券取引所カーボンクレジット市場価格等を参考に、県内外の大手企業による大量購入要望にも応じられる価格戦略を検討します。
- ・ 県などと連携し、J-クレジットを活用してCO₂排出量を相殺（カーボン・オフセット）する「今すぐできる温暖化対策」の仕組みを企業等に広め、地球温暖化防止に欠かせない脱炭素社会づくりに寄与します。

J-クレジットの創出・販売の強化に関する評価指標

項目	R12 までに
J-クレジット創出量 (公社販売分)	R4からの総計 9.7万t-CO ₂

項目	R8～R12 合計
J-クレジット販売収入 (J-クレジット販売量)	4億8千万円 (6.6万t-CO ₂)

トピックス：J-クレジットに関する動向

2026年度から一定規模以上の二酸化炭素の排出を行う事業者を対象に、排出量取引制度への参加を義務化する「改正GX推進法（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律）」が成立しました。今後、対象となる事業者に二酸化炭素排出枠の保有が義務化されることから、企業による脱炭素投資や温室効果ガス削減の取組が本格化しつつあり、国内で創出されるJ-クレジットの需要は着実に拡大していくことが予想されます。

また、県民共有の財産である森林の整備・管理により創出される林業公社J-クレジットは、炭素削減価値に加えて「非炭素価値（ブランド価値の向上や森林の有する多面的機能の発揮等）」が期待されることから、引き続き、積極的な取組を継続します。

I-A-③ 市町村等からの受託事業の継続

前プランで拡充した市町村等からの受託事業は、独自収入の確保と主伐に向けた職員のスキルアップ等に役立っています。引き続き、県内自治体の林務行政を支援できるよう、公社職員が持つ林業技術を生かせる事業の受託拡大を目指し、県内各地の適切な森林管理の推進に寄与します。

- ・ 市町村等が行う主伐・再造林事業や、森林経営管理制度に基づく市町村森林経営管理事業の森林調査や現場管理など、職員が有する林業技術を活用し、市町村等の林業技術職員不足を補い得る事業の受託機会を拡大し、県内各地の適切な森林管理の推進に寄与します。
- ・ 職員の負担軽減のために、GNSS 測量やドローンによる森林調査などスマート林業技術の活用による効率的な受託事業の実施に努めます。（I-C-③）

市町村等からの受託事業の継続に関する評価指標

項目	R 8～12 合計
受託事業の金額	7.5 千万円 (1.5 千万円/年)

I-B 公社造林事業の改革

公社造林事業は、社営林の健全な育成に欠かせませんが、前プランまでは保育間伐を中心とする造林事業を実施してきました。今後は、資本投下のための保育事業から、木材の販売収入が得られる搬出間伐への思い切った集中を行い、木材生産の増による収入確保による経営改善と、地域経済・林業の活性化に一層寄与できる造林事業に取り組みます。

また、各地の事業者の皆様とは、事業の発注者・受注者という請負契約上の関係だけでなく、森林所有者（公社）と地域林業の担い手という切り離せない関係性の下、共に森林づくりや木材利用を進めながら、契約満期後の森林管理も見据えた協力体制を早期に築き、公社造林地が将来にわたり地域の林業・木材産業の発展に寄与できる仕組みづくりを進めます。

I-B-① 搬出間伐への徹底した転換

- ・ 保育間伐は森林の健全な生育に欠かせない作業ですが、多くの団地が7 齢級以上となっていることから、原則、間伐は作業道開設を併用した「企画提案型搬出間伐等促進事業」による搬出間伐とします。
- ・ 本プラン期間中の保育間伐は、若齢林等の理由により間伐材の販売が見込めず、また、公益的機能発揮の観点から早急に森林整備が必要な団地に限定し、プラン最終年度までに保育間伐を完了することを目指します。
- ・ 公社造林事業は、県「信州の森林づくり事業補助金」と一部有利子の「日本政策金融公庫借入金」等を財源として実施しています。今後は搬出間伐の拡充による木材売上収入やJ-クレジットの販売収入を借入金に相当する額に充当し、プラン最終年度には新たな有利子借入金を0 として公社造林事業を実施することを目指します。
- ・ 公社造林事業の実施に必要となる県「信州の森林づくり事業補助金」について、県との連携を一層強化し、その確保に努めます。

搬出間伐への徹底した転換に関する評価指標

項目	R12 までに
搬出間伐への徹底した転換	保育間伐を終了 新たな有利子借入金 0

項目	R12 までに
「企画提案型搬出間伐等 促進事業」による 搬出間伐事業契約件数の率	100%

搬出間伐への徹底した転換に関する評価指標 内訳（3次プラン造林事業計画）

区 分	R8（2026年）	R9（2027年）	R10（2028年）	R11（2029年）	R12（2030年）	第3次プラン計
保育間伐（ha）	105	80	60	35	0	280
獣害防除（ha）	100	70	50	50	30	300
搬出間伐（ha）	50	70	100	110	120	450
作業道開設（m）	9,150	10,500	15,000	16,500	18,000	69,150
主伐（皆伐・択伐）（ha）	0	5	10	20	20	55
作業道開設（択伐）（m）	0	1,000	1,400	3,000	2,600	8,000
作業道開設総延長（m）	9,150	11,500	16,400	19,500	20,600	77,150

I-B-② 森林組合や林業事業体との協業・協力体制の構築

- ・ 搬出間伐を中心とする公社造林事業や、主伐に向けた公社の取組を事業者によく知っていただくため、業務説明会・意見交換会を定期的に（年2回程度）開催します。
- ・ 主伐・再造林に精力的に取り組む事業者や県の林業普及指導員のご協力の下、団地ごとに公社造林地の契約満了に向けた主伐方法や主伐（皆伐）実施後の再造林（契約満了後の森林管理の方法）の検討を進めます。
- ・ 事業者と、団地ごとに契約満了後を見越した「公社団地を含む森林経営計画（共同計画）の策定方針」「契約満了後の土地所有者の森林管理に関する意向把握」「主伐・再造林一貫作業の企画※」等の連携と協力に関する「公社パートナー協定（仮）」を締結し、契約満了時の主伐（皆伐・非皆伐）とその後の森林管理の準備を加速します。
※長野県主伐・再造林推進ガイドラインにおいて「主伐と造林の一貫作業システム」による再造林コストの縮減を奨励しています。

森林組合や林業事業体との協業・協力体制の構築に関する評価指標

項目	R8～R12
公社パートナー協定（仮） 締結団地数	5 団地以上

I-C 実行体制の改革

これまで経営改善のために、実行体制の改革を行ってきました。引き続き以下の取り組みを進めます。

分収契約（長伐期化の推進、分収割合の変更）の変更や経営不適地の契約解除等に取り組んできました。今後もこれらの取組を継続します。

また、第1次改革プラン開始以降に新たに職員採用を進め、現在、プロパー職員7名のうち6名が改革プラン期間中に採用された職員となりました。今後、主伐期を迎えるにあたり、職員の経験値と技術力を一層向上させつつ、スマート林業技術の更なる活用による調査経費などのコスト削減に取り組み、将来の収益増加を目指します。

さらに、公社では未だ非効率なアナログ業務が多いことから、事務業務の見直しによる効率的で働きやすい職場環境を整備するとともに、引き続きの事務経費削減に取り組みます。

I-C-① 分収林契約の見直し

- 「長伐期化の推進」と「分収割合の変更」は、コスト改善に必要な基礎的業務として、引き続き土地所有者との交渉に取り組みますが、その成果は土地所有者の探索結果や意向に大きく左右されます。このため、今プランでは数値目標を定めず、土地所有者の確定や相続などの各種手続きに併せ、契約終了までの間の合意を目指して交渉を進めます。
- 経営不適地の取扱いは、契約解除計画団地（残66団地）の内J-クレジットプロジェクト計画に含まれない13団地について、早急にカルテ補完調査を完了し、多様な利活用方法（エッセンシャルオイル原料などのカスケード利用を含める）の検討と契約解除による繰上償還によるコスト削減効果等を精査し、県のご指導・ご支援の下、繰上償還資金の確保等の条件が整った時点で順次解約を進めます。

分収契約の見直しに関する評価指標

項目	R8～R12
経営不適地の契約解除	経営不適地13団地を精査 繰上償還資金の確保等条件が 整った時点で契約解除

I-C-② 職員の更なるスキルアップ

- 職員は資格取得や研修受講等により知識・技術の習得に努めてきましたが、今後必要となる木材生産・販売に関する経験と技術が不足しています。今後、架線による木材搬出現場や木材生産・販売・流通の現場における中長期の研修により、公社業務では得られない知識・技術を早急に習得し、契約満期・主伐に向けた準備を加速します。

- ・ 職員には自己研鑽と知識習得を目的とする資格取得を勧奨し、全職員が業務に密接に関係する森林・林業関連（林業普及指導員・林業技士・森林情報士等）1 資格の取得を目指すとともに、組織として資格取得を支援できる仕組みづくりを進めます。
- ・ 契約満期による主伐期を迎えるにあたり、職員一人一人の得意分野や専門的な知識を生かし、効率的に専門性の高い業務に取り組める組織体制を整えます。

職員の更なるスキルアップに関する評価指標

項目	R8～R12
職員の中長期研修派遣	実 施

項目	R8～R12
森林・林業に関する 資格取得	全職員 1 資格取得

I-C-③ スマート林業等デジタル技術の活用による効率的な森林調査

- ・ 第2次経営改革プランで取り組んだ施業地カルテ補完調査は、調査時間の不足やスマート林業技術の活用が不十分であったことから、より効率的な森林調査方法確立する必要があります。
- ・ 公社ではドローン（2基）やGNSS レシーバー（4セット）等一般的なスマート林業機器を導入していますが、既存のスマート林業機器の活用と最新技術（地上レーザー計測機器など）を組み合わせ、より効率的に施業地カルテ補完調査や市町村等からの受託事業を進めるための新たな機器導入と実践に取り組めます。
- ・ スマート林業技術は効率的・客観的に森林の現況を把握し、今後迎える契約満期・主伐準備にかかる職員負担と森林調査のコストを大幅に軽減できるデジタル技術です。この認識の下、全職員が最新のスマート林業技術・知識を習得し、現場で活用できるスキルを身に付け、将来の収益増加を目指します。

スマート林業等デジタル技術の活用による効率的な森林調査に関する評価指標

項目	R8～R12
スマート林業技術を活用した 施業地カルテ補完調査	250 団地以上 (50 団地/年以上)

I-C-④ 事務経費の削減

- ・ 経営改革プラン期間を通じて事務経費削減は順調に進みましたが、公社業務全般はペーパーレス化やテレワーク・Web 会議等のデジタル技術を活用した効率的な事務業務への取組が遅れています。今後はクラウドストレージの導入等により、効率的な事務業務による職員の働き方改革と一層の事務経費削減にチャレンジします。
- ・ 改革プラン初期から課題とされた「事務所経費」については、県のご助言をいただきながら、経費削減効果が高い事務所の移転等について、改めて検討を進めます。

事務経費の削減に関する評価指標

項目	R8～12
事務経費の削減	第2次プラン期間の平均額以下 (24,742 千円/年以下)

Ⅱ 契約満期が近い団地での「主伐の試行」

林業公社と土地所有者の分収契約が満期となる団地は令和 18 年度以降に急激に増加することから、主伐に向けた準備を確実に進めていく必要があります。

分収契約は、造林（育林）の成果である立木を伐採し、その木材販売収入を林業公社と土地所有者で分収することが目的ですが、現在は分収造林を開始した昭和 40 年代と比べ「森林」「林業」の社会的役割は大きく変わり、契約満期を迎えた後にも森林の持つ多面的機能を十分に発揮できる形で土地所有者に引き継ぐことが重要です。

このため、契約満期が近い団地から、森林の現況や土地所有者の意向にも配慮し、主伐（皆伐）後の再造林（森林管理）の担保や、非皆伐施業による継続的な公益的機能の発揮など「将来の森林の姿を見据えた」適切な伐採方法を選択し、環境が整った団地から主伐を試行します。



(R8-12 に満期を迎える団地 2 団地は、現在土地所有者と長伐期化に向けた契約延長の交渉中)

- 令和 5 年に策定された長野県森林づくり指針における「めざす森林の姿」は、おおむね 100 年先には多様な林齢・樹種からなる森林が形成されることとしており、この実現に向け民有林人工林のうち約 33 万ヘクタールを「林業経営に適した森林」としてゾーニングしたうえで、主伐・再造林による森林資源の循環利用を推進することとしています。
- 社営林は民有林の中でも特に奥地で急峻な場所に存在することが多く、「林業経営に適した森林」に該当しない団地もあることから、施業地カルテ補完調査による森林の立地条件と林況の的確な把握を加速し、主伐方法を検討します。
- 契約満了後の土地所有者の森林管理・林業経営の意向を把握^{※1}し、森林の更新方法を決定したうえで、主伐（皆伐・非皆伐）に着手します。

※1 土地所有者の森林管理・林業経営の意向を把握

分収契約上は主伐（皆伐）による分収が前提ですが、長期にわたる契約期間中の「森林」「林業」

の役割の変化と土地所有者の代替わりによる認識の変化等への対応として、土地所有者の契約満了後の森林管理などの意向を把握することは、将来にわたる森林の多面的機能の維持・発揮のために不可欠です。

- 令和 18 年から契約満期となる団地が増加し、その約 5 年前から主伐面積が増え始める見込み※2 ですが、特定の時期に主伐が集中しないよう伐採時期の平準化を図ることは公社経営の安定化等に欠かせません。このため、団地毎の林況や主伐方法等を加味した具体的な主伐計画の策定に取り組むとともに、新たな入札方式も検討します。

※2 主伐は、長野県主伐・再造林推進ガイドラインを遵守し、一伐区の面積を概ね 5 ha までとするため、大規模な団地では契約満期の概ね 5 年前から開始する必要があります。

契約満期 主伐の方法	更新方法	内容
皆 伐	再造林	契約満期までに主伐（皆伐）し、収益を分収。事業体による再造林・保育により土地所有者が林業経営を継続。
	天然更新	契約満期までに主伐（皆伐）し、収益を分収。 周辺木からの種子散布等により天然更新。事業体による更新補助作業・保育により土地所有者が林業経営を継続。
非皆伐 （漸伐作業法）	天然更新	契約満期前に抜き切り（更新伐）を数回実施。（予備伐・下種伐） 天然更新を進め、母木を残置したまま契約満期を迎える。土地所有者は分収持ち分として立木の返還を受けた後、林業経営を継続。
非皆伐 （択伐作業法）	天然更新	契約満期前から数年おきに成長量相当分を伐採（搬出間伐等）し、 切れ目ない天然更新を進める。契約満期前までに公社持ち分を上限に伐採を行い、土地所有者は分収持ち分として立木の返還を受けた後、林業経営を継続。
伐採を行わない	－	伐採を行わずに、土地所有者が立木評価額の公社持ち分を負担。 立木評価額がマイナスとなる団地は、現状のまま契約解除。

契約満期が近い団地での「主伐の試行」に関する評価指標

項目	R 8～12 合計
主伐に向けた土地所有者の 意向把握団地数	12 団地

項目	R 8～12 合計
主伐の試行団地数 （（ ）内は「IA①」の内数）	5 団地 （木材販売量 5 千㎡） （木材販売売上 0.5 億円）

6 第3次経営改革プランの効果予測

1 第3次経営改革プランの効果予測

令和 58 年度の契約満了時における第3次経営改革プランの経費削減効果を下表のとおり見込みます。

プラン項目		R58(2076) 満了時 削減見込額	1次プラン	2次プラン	1～2次 プラン 削減額計	第3次プラン
第3次プラン 関連項目	内 容		H26～R2 削減実績	R3～7 削減実績		R8～R12 削減見込額
I-B-① 搬出間伐への徹底した 転換	森林整備合理化計画変更による融資制度の見直し	0.8 億円	1,321 千円	2,405 千円	3,726 千円	2,394 千円
I-C-① 職員の更なるスキルアップ Ⅱ主伐準備 ほか	主伐に向けた職員のスキルアップによる調査経費等削減により収益を増加	2.1 億円	-	主伐開始前のため、改革プランとしては見込めない	主伐開始前のため、改革プランとしては見込めない	1,100 千円
I-C-② 職員の更なるスキルアップ ほか	組織の改革 若手職員の採用・育成	12.8 億円	81,992 千円	147,788 千円	229,780 千円	100,580 千円
I-C-① 分収契約の見直し	経営不適地の契約解除(※)	1.1 億円	23,683 千円	2,987 千円	26,670 千円	(最大) 10,053 千円
I-A-② J-クレジットの創出・ 販売の拡大	ゼロカーボンへの取組(J-クレジット)	10.1 億円	-	9,127 千円	9,127 千円	480,000 千円
削減額 計		26.9 億円	106,996 千円	162,307 千円	269,303 千円	594,127 千円

※ 経営不適地の契約解除は、第3次プラン中に条件が整い最大 13 団地が解約できた場合の金額を記載。

2 公社の経営に関するその他の要因

平成 25 年度の「林業公社経営専門委員会」報告書では、林業公社を存続させた場合、不確定要素ではあるが、県無利子貸付金の利息相当額に対して措置される特別交付税が、平成 24 年度から 20 年間措置された場合、37 億円の県収入が見込めるとしています。

今回、仮にこの特別交付税措置が令和 7 年からさらに 20 年間措置された場合、金利（長期プライムレート）の上昇により、約 63 億円の県収入が見込めると試算しました。

この特別交付税が継続されれば、公社に係る県負担は更に軽減されます。

項 目	試算額	備 考
特別交付税措置	63 億円	県無利子貸付に係る特別交付税措置が今後 20 年間交付された場合の県収入

